

## 長浜市空き家流通・活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、利用されていない市内の空き家の活用を促進するため、空き家の改修や家財処分に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象空き家)

第2条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の区域内に存すること。
- (2) 戸建て住宅（併用住宅の場合は、居住の用に供する部分の床面積の合計が2分の1以上であるものを含む。）であること。
- (3) 1年以上居住者又は利用者がないこと。ただし、別荘を除く。
- (4) 補助金の交付年度において、売買契約又は賃貸借契約を締結した又は締結すること。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反する建築物又は公共工事の施工に伴う補償の対象となる建築物でないこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空き家の所有者（既に売買契約を締結済みの場合は、売主）とする。ただし、所有者が3親等以内の親族又はこれと同等と認められる者に賃貸又は売却する場合は対象としない。

2 補助対象者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 法人及び不動産業を営む者又はこれと同等と認められる者でないこと。
- (2) 市税等（長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則第2条第2号に規定する市税等をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助額は、次のとおりとする。

- (1) 空き家改修事業 補助対象空き家の改修工事に係る費用に10分の1を乗じた額とし、上限を20万円とする。ただし、次に掲げる工事については、補助の対象外とする。

- ア 住宅に附属していない車庫、物置等の工事
- イ 併用住宅の居住以外の部分の改修工事
- ウ 冷暖房器具、家電製品等の取付工事
- エ カーテン、家具、調度品等の設置工事
- オ 電話、インターネット、CATV等の配線工事
- カ 外構工事

キ 住宅改修を伴わない住宅の解体又は除却工事

(2) 空き家家財処分事業 補助対象空き家に残存する家財道具等の処分に係る費用に3分の1を乗じた額とし、上限を10万円とする。

2 補助対象事業は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 市内で事業所及び営業所を営む法人又は市内に本拠を有する個人事業者の請負により実施される改修工事又は家財処分であること。

(2) 補助金の対象となる費用（消費税及び地方消費税相当額は含まない。）が、空き家改修事業にあつては30万円以上、空き家家財処分事業にあつては10万円以上であること。

(3) 補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までに補助対象事業を完了すること。

(4) 補助金の交付は、同一空き家及び同一申請者に対して1回限りとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助対象としない。

(1) 当該補助金を申請する以前に着手した事業

(2) 申請者が直接行う事業

(3) 本市の他の補助制度の対象となっている事業

（交付申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、長浜市空き家流通・活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 補助対象空き家が1年以上利用されていないことが分かる書類

(2) 補助対象事業に係る見積書及び補助対象経費の分かる明細書の写し

(3) 補助対象空き家の全体写真及び補助対象事業を行う部分の写真

(4) 補助対象空き家の現在の所有者が確認できる書類

(5) 空き家改修事業にあつては、配置図及び建物平面図（面積、間取り等の分かる書類）

(6) 申請者の市税等の完納を証する書類（完納証明書）

(7) 売買契約書又は賃貸借契約書（締結済みの場合）

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請を受け付けたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、その結果を長浜市空き家流通・活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は長浜市空き家流通・活用促進事業補助金不交付（交付取消し）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定するに際して、申請内容の確認等について必要な調査をすることができる。

（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けたものは、補助対象事業が完了したときは、長浜市空き家流通・活用促進事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 請求書及び領収書の写し

(2) 事業完了後の写真（補助対象事業を行う前の写真と比較可能なもの）

(3) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（交付申請時に添付していない場合）

（額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業等の成果が補助金の交付決定内容に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長浜市空き家流通・活用促進事業補助金確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに長浜市空き家流通・活用促進事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又は虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（遵守義務）

第11条 補助金の交付を申請した者は、市長が補助金の交付申請に係る事項について確認及び検査を求めたときは、これに協力しなければならない。

2 申請者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

3 申請者は、関係法令及びこの要綱を遵守しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。